

事業譲受公告

平成23年10月4日

株主各位

千葉県茂原市大芝629番地
双葉電子工業株式会社
取締役社長 桜田 弘

当社は、平成23年9月28日開催の取締役会において、平成23年11月1日を事業譲受けの効力発生日として、当社の完全子会社であるD-M-E双葉株式会社（本店所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地）の事業の全部を譲り受けることを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法第468条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに事業の譲受けを行なうものであります。

記

1. 会社法第468条第3項の規定に基づき、この事業譲受けに反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第469条第1項の規定に基づき、この事業譲受けに反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までに、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。

以上